

## 資料 3

### 卒業生へのアフターケア

## 北海道職業能力開発大学校における 「卒業生へのアフターケア（保証）」の取り組みについて

北海道職業能力開発大学校における「卒業生へのアフターケア（保証）」の取り組みは、大学校が果たすべき社会的役割をより一層強固なものとするために始めたものである。取りまとめた内容は、校長の素案に基づきワーキンググループにおいて1年3ヶ月ほどかけて検討を重ね、作り上げてきた。

### 1 背景

#### (1) 一般的な背景として

大学運営にとって重要な入口と出口の課題は、最近の少子化に伴う18歳人口の減少や景気低迷に伴う企業の新規採用の減少傾向が見られる。多くの大学では、入学志願者の減少に対応するため、入試制度の多様化や学生による教員あるいは授業の評価などが取り入れられ、高等教育の国際化への動きが見られる。

また、一方では、大学における社会人教育の拡充が図られてきており、例えば、公開講座や生涯教育などが試みられてきている。

しかし、学生の卒業後の問題に対しては、ほとんど問題視にされていないのが現状である。大学にとって直接的または明確な社会的責任があり、卒業生が実社会において活躍することを保証すること、すなわち、大学で学ぶ内容が実社会において求められる場合、その能力が十分に発されることが重要である。もしできないのであればできるようにすることが大学の社会的責任である。

このように、大学教育を取り巻く社会環境に対して、「卒業生へのアフターケア」を保証することは、将来の大学の在り方にとって重要な課題といえる。

#### (2) 当大学校の背景として

専門課程及び応用課程の生涯職業能力開発体系における位置づけは、実践技術者または将来の生産現場のリーダーとして基本的かつ必要な知識、技術及び技能を習得する段階として明確化し、併せて在職者訓練や離職者訓練を実施するに職業能力開発施設として、卒業後の職業能力に対して責任をもつことは当然である。

従来の卒業生へのケアとして、卒業生や採用企業からの技術的相談に対して個別に対応してきたところであり、同一企業から継続して求人を得てきたことは、当大学校の教育訓練水準の高さと卒業後のケアについても一定の評価を得てきたと考えている。

従来の個別の取り組みを「卒業生へのアフターケア（保証）」として制度化し、全ての卒業生及び採用企業に対してその機会を保証することで、当大学校の社会的役割や責任を明確に示すことができる。

また、応用課程の第1期卒業生を送り出す時期に制度化することによって、一層の効果が期待できる。

期待できる効果として、

- ① 企業は卒業生の能力に対して、安心して雇用することができる。また、学生は就職に有利であり、継続した求人が見込まれる。
- ② 継続教育の必要性により、在職者訓練への展開が見込まれる。
- ③ 卒業後の就職に対する不安を解消し、入学希望者の増加が見込まれる。
- ④ 教育訓練効果が向上する。

一方、懸念する事項として、

- ① 卒業生の能力が厳しく評価されことにより単位認定が厳しさを増し、入学生数に対する卒業生数が減少することも考えられるが、全体として大学校及び卒業生の評価が下がるとは思えない。

## 2 主な検討課題

個別対応から制度化に対して、大学校全体の認識を一にし、組織的に取り組むことが必要であり、趣旨と概要について職員会議にて説明し、実質の検討及び作業を行なうためのワーキンググループを発足した。

ワーキンググループは、校長を座長とし、学務課長、機械、電気・電子、情報、建築の4系から各1名選出し、フリーディスカッションの形式で討議を行い、特に議事録を取ることはせず、議論の結果を踏まえて案を作成した。

### (1) 制度の趣旨について

卒業生へのアフターケアの趣旨は「仕事の現場において、大学校において学んだことが役に立つようにケアをすること」であり、第三者にも判りやすく明確にする。

卒業認定との整合性については、卒業の要件を満たしている者に対して卒業後のケアを保証することは「大学校で習得すべき知識、技術及び技能が不十分な状態で卒業したもの」と受けとられ、自己否定への懸念があるものの、「卒業時における知識、技術及び技能が完全である」ことを前提にした考え方は、本来望むべきことで、現実には学生それぞれに個人差があり、「オールA」～「オールC」までの様々な段階の学生が卒業条件を満たして卒業するので、「オールA」であっても、企業ごとに求める能力が異なっている以上そこに不足する要素があったとしても不思議ではない。

### (2) 実施方法について

多くの卒業生に対して、必要としている者が等しくアフターケアを受けることができる実施方法、環境について、対象者の多くは、平日の日中に通学することが困難であり、何らかの通信手段を用いた方法を構築することが有効であり、通信制による実施方法を中心に検討した。

現在、一部の教員の間では、インターネットを介して卒業生からの質問を受け、電子ファイルにまとめた資料を添付して回答するなどの対応している。これを発展させシステム的に運用する方法として、授業等の収録、教材及び資料等のフォーマット、媒体の検討をした。これにより、情報の蓄積、共有の効果も期待できる。

通校が可能な場合の効果的な実施方法は、聴講制や個別指導があり、対象とする教科目、学科と実技、実施時期と期間、実施方法別の適用等について検討した。

### (3) 受入定数とアフターケアの期間について

受入定数は、職業能力開発業務に支障を生じない範囲と対象とする期間を考慮して、1卒業年度当たりの受入数を検討した。

対象とする期間は、生涯職業能力開発体系におけるキャリア形成の考え方、アフターケアと在職者訓練との整合性を踏まえて検討し、大学校で学んだ内容が職業生活の基礎として影響する期間とした。

技術者として職務の幅やレベル、職責の重みが求められる期間については、在職者訓練とする。

### (4) 受入手続について

受講料の負担については、在学中に単位を取得した教科目のケアをすることを目的としていることから、その習得に係る経費は授業料として既に徴収しているとの考え方から、受講料は無料とする方針で検討した。しかし、当大学校の卒業生といえども、実際には在職者であり、当大学校を利用する場合には何らかの経費が発生し、応分の経費負担を求める。よって、経費の徴収と予算の執行が伴うことから、何らかの事業として取り扱い、事業としての整合性や手続の方法を検討する。

### (6) その他

実施方法に付帯する事項として、必要な機器やソフトウェアなどの環境整備、受入相談用資料及び手続があり、アフターケア教科目一覧の作成や授業科目の改廃への対応が必要である。

## 3 実施要領

上記2の検討課題を整理し、当大学校内の取扱を明確にするため次のとおり実施要領として取りまとめた。

### 卒業生のアフターケア（保証）実施要領

#### 1 目的

北海道職業能力開発大学校は、企業や産業界からのニーズに対応して、高度な技術や技能を持った人材を育成するために設置された大学校であり、本校の教職員はその目的遂行のため、最善の努力を尽くしているところである。

しかしながら、実際の生産現場においては、卒業生が在学中に学んだ知識・技能の理解をより深めることが必要となる場合があり、卒業生を採用した事業主がそのように判断し再教育を求めるとき、再教育をおこなうものとする。

## 2 対象者及び期間<sup>\*1</sup>

本校専門課程及び応用課程を平成13年度以降に卒業した者であり、卒業後1年を経過した時点から5年間をアフターケアの期間とする。

## 3 対象とする授業科目

### (1) 再教育の対象とする授業科目の基準<sup>\*2</sup>

- 1) 本校教員による授業科目は原則対象とする。
- 2) 体育、総合製作実習、標準課題実習、開発課題実習は除く。
- 3) 非常勤講師等部外講師による授業科目は原則として聴講制に限定する。
- 4) 3) に拘らず、科として対応が可能な授業科目は対象とする。

### (2) 授業科目の一覧

実施方法別（聴講、通信、個別）の一覧を毎年、年度当初に作成し、事業所から相談があった場合の資料とする。

## 4 定員

### (1) 定員の最大限度枠

卒業生1年度当たり

応用課程卒業生	各学科	1名	計	4名
専門課程卒業生	全学科			1名
合計				5名

卒業生5年間について 総計 25名 を限度とする。

なお、制度の定着に伴い受入体制が整った場合は、定員を拡大することも考えられる。

(2) 事業所に案内をする場合は、若干名と表現する。

(3) 定員を超えて希望がある場合は、当該科と協議の上、受入の可否を決定する。

## 5 受入期間

受入期間は、原則として履修科目単位表に表示された単位に相当する期間とするが、引き続き実施を希望する場合は、受講者と教員の協議により倍の期間まで延長することができるものとする。ただし、その年度内で終了することとする。

## 6 事業所への案内

前年度卒業生の就職先企業に対して、制度および対象授業科目の案内を文書にて通知する<sup>※3</sup>。

## 7 実施方法

実施方法は、次の各項に示す聴講制、通信制、個別指導の方法で対応するものとし、事業主、卒業生及び担当教員の3者が相談のうえ決定する。

### (1) 聴講制

1) 科目履修制度を準用することとする。ただし、取扱に当たっては次のとおりとする。

- a 出願、選考および入学に係る費用および手続は課さないこと。
- b 授業料は徴収しないこと。
- c 単位の授与はおこなわないこと。

2) その他

- a 卒業生のアフターケアに対して、授業科目を別に設定しないこと。
- b 授業科目ごとの進行（○期の○回目に○○の内容を実施）については、受講前の相談にて確認すること。

### (2) 通信制

1) 希望する授業科目について、既に提供できる自作教材、資料、講義ノート等がある場合は、内容を確認し、学習のポイント、教員が予想する質問に係るFAQを付け加え、提供する。併せて、市販の講義用教科書、参考図書等を紹介する。

2) 希望する授業科目について、提供できる自作教材等がない場合は、市販の講義用教科書、参考図書等を紹介するとともに、学習のポイント、教員が予想する質問に係るFAQを付け加える。

なお、以降の受講希望に十分に対応するため、提供できる自作教材等の開発をおこなうこと。

3) 提供する自作教材等は、紙・CD-ROM・MDなど何れの媒体でも可とする。ただし、データの蓄積および対象者の拡大への対応、経費節約等から、電子データでの作成、CD-ROMでの保存が望ましいこと。

4) 受講者からの質問およびその回答を重視するものとし、その結果をFAQとして蓄積する。

### (3) 個人指導について

1) 授業科目の内容を勘案し、事業主、卒業生及び担当講師の3者が相談の上、その内容を決定する。

## 8 申込及び承諾<sup>※4</sup>

- (1) 申込は事業主から受けつけることとする。
- (2) 申込書は、事業内援助申込書（事業内様式第1号）を使用すること。
- (3) 事業主、卒業生及び担当講師の相談により、実施方法及び期間等が決定した後、事業内援助承諾書（事業内様式第2号）を通知すること。

## 9 受講料

受講料は、教材及び光熱水料費等の実費を徴収するものとし、「事業内職業訓練等援助業務取扱細目」により取り扱うこととする。

## 10 庶務

アフターケアに係る対応窓口は学務課とするが、取扱に当たっては、援助計画課と十分に協議のうえ、遺漏のないようにすること。

## 11 その他

- (1) 利用者には図書室利用カードの発行を発行するものとする。
- (2) 事業主を介さず、卒業生本人の申し出により再教育を希望する場合は、別途協議するものとする。

### (注)

※1：受入は、平成15年4月1日以降となること。

※2：訓練科及び授業科目の改廃に伴い現在開講していない科目は、希望があった段階でその実施の可否を検討する。

※3：制度の予告として、平成14年5月に平成13年度卒業生採用事業主あてに案内文を送付済み。現在の卒業生の就業状況を確認のうえ、同事業主あて4月中旬に改めて案内を送付する予定。なお、就業状況の確認は各科の教員の協力によりおこなっている。

※4：記8～10について、事務手続き上の具体的な課題等については、今後詰めていくこととしていること。